

ZENKOKU 青税連

1991・7・25

この一年間をふり返って

金子秀夫先生の
特別講演報告

No.91

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12

代々木リビン303号

TEL 03(3354)4162

発行人 会長 小池 幸造 編集人 広報部長 勝又 和彦

No.91 CONTENTS 1991.7

○ この一年をふり返って	会長 小池 幸造 3 ~ 5
○ 全国青税・近畿青税全国講演会報告		
テーマ 「なぜわが国の税務行政に 適正手続が必要なのか」	 6 ~ 7
○ 土地税制改革についての一考察	土地税制対策委員会委員長 長谷川敏也 8 ~ 10
○ 「プライバシー情報説明書」を読んで	東京青税 加藤 弘 10 ~ 12
○ 今年の確定申告期における税務援助についての 実態アンケート結果報告	全国青年税理士連盟法対策部 12 ~ 16



『この一年間を ふり返って』

、会長 小池 幸造

1. はじめに

「さっぽろ大会」で会長に再任されてから1年が経過しようとしています。

一昨年の「さいたま大会」で、私の基本的スタンスを「在野精神の立場に立つ」と述べ、本年度もこのスタンスを崩すことなく1年間活動していました。

同時に私の青税活動の最後(?)の年でもあり、私自身の青税活動総決算のつもりで活動していました。(いや、そうでもないではないか、という声も聞こえそうですが……。)

一年を振り返っての私自身の感想などを次に述べさせていただきます。

2. 商法改正について

「改正」商法は本年4月1日より施行となり、現実の実務のなかにまさに入りこんでいます。問題の「計算の公開」・「会計調査人制度」は先送りとなっています。しかしこの2つの問題につきましては、たんに先送りとなっているにすぎず、何ら解決していません。

本年1月に、法務省大谷参事官と全青で会談をしましたが、この2つの問題に対する法務省の「執念」はかたく、可能ならば5年以内には「改正」したいという意向でした。当面は一区切りですが、近い将来の商法「改正」反対運動の高まりが期待されるところです。

また、わが日税連の「会計調査人制度」に対する態度は浅ましく、3月26日の日税連理事会で税理士制度の本質、そして中小会社の立場を無視してこの制度の積極的導入の決議をしました。これでは業界エゴと指摘されてもかえす言葉がありません。これがわれわれ業界のトップの決定とは情けない限りです。

全国青税は、この問題につき常に税理士制度の

本質と中小会社の立場を念頭におきつつ、今後も商法「改正」問題に取り組んでいかなければなりません。

3. 土地税制について

土地税制について、全国青税では何度も委員会を開催し検討してきました。また秋季シンポジウムでの検討や、今大会でのシンポジウムでもとりあげています。これからも全青として引き続き検討していかなければならない課題です。

全青での検討は議案書の事業報告概要に述べていますのでその詳細は省略しますが、今までの全青の税制に対する検討は大型間接税(消費税)を除き、所得課税の問題が中心でした。問題点が税制に限らず広範囲にわたる資産課税の問題についての議論の伝統はややうすく、土地税制に対する検討議論の当初はまさに百家争鳴でした。

しかし、なんとか意見書をまとめ、さらには土地税制小冊子も発行することができました。

4. 消費税について

湾岸戦争により消費税のもつ本質が暴露されました。小沢前自民党幹事長は、「戦闘支援金」の財源問題に関し「消費税率を上げれば良い」と発言したのです。まさに大型間接税のもつ本質を小沢氏は適確に理解していたのです。

大型間接税導入の欧州での歴史は戦費調達のためであって、これをいみじくも証明したことになります。

消費税は応能負担の原則に反するだけでなく、その本質が戦争と常に結びつくものであることを税の専門家であるわれわれは肝に銘じておかなければなりません。

5. 固定資産税について

われわれ税理士は申告納税を前提とした所得課

税を中心として業務を行っているため、ややもすると固定資産税のような賦課課税の税制を問題対象とすることがうすくなりがちです。

しかし、固定資産税はより多くの国民の問題であります。この問題を軽視しては「国民のための税理士制度」の確立を目指すことはできません。

本年度はこの固定資産税の問題につき、主に適正手続の観点から活動してまいりました。

引き続き、より多くの国民の生活に密着した税金について、問題提起していくことを期待します。

6. 税理士法について

本年度は、現行税理士法の勉強を中心に行ってまいりました。

その目的は、税理士法自体をよく検討しどこに問題があるかを議論していくことにありました。その方向性としては、使命の明確化、代理権の確立、自主権の確立にあることはいうまでもありません。

使命があいまいなままだからこそ、「会計調査人制度」の問題が生ずるのであり、課税庁の「お手伝い」機関化されるのです。また、国民からは「脱税帮助人」ともみられるのです。

代理権が確立していないからこそ、課税庁から無視され易いのです。

自主権が確立していないからこそ、北海道税理士会で起きた課税庁による税理士に対する実態調査と称するものが実施されるのです。

さらには、前回の税理士法「改正」から10年をたった今、時代の流れにマッチしない部分も生じています。

これらの問題は引き続き全青の真摯な検討課題となるものです。

7. 税務行政における適正手続

本年度は残念ながら適正手続に関しては勉強の範囲にとどまっています。

現在、日税連でもこの問題を検討しています。しかしその内容はまだ全体が公表されておらず、その方向性に疑問があります。

考えてもみて下さい。日税連執行部は国税庁に顔が向いているわけですからその内容には疑問をもって当然なのです。多分その検討内容は逐一、国税庁に報告されているはずです。とすれば税務

行政にとって都合の悪いものは、はずされるはずです。あるいは、税務行政に都合の良い内容にされ、調査能力が低下している課税庁職員の調査に際してのガイドラインとしての性格のものになっていくことも考えられます。

器だけは「税務行政手続法」といいながら、その実体は税務行政に都合の良いものともなりかねません。

全青では、本年9月にアメリカ・カナダにおける税務行政適正手続の制度概要およびその実態の視察に行きます。石村耕治朝日大学教授のご協力により、日税連でも実施できない企画内容のものとなっています。是非この報告をご期待下さい。

8. 納税者番号制について

現在、わが国で検討開始されている納税者番号制は、実は納税者番号制でなく、国民総背番別制なのです。このことは、政府税調の小委員会の「納税者番号等検討小委員会」という名称からも明らかであり、現在社会保険番号を一定の統一コード化している作業中であることからも明らかであります。

そして一番問題なのは、プライバシーに関する周辺制度が殆んど検討されていないという点です。

私ごとで恐縮ですが、本年3月末に納税者番号制導入直後のオーストラリアに石村耕治教授と一緒にして視察してきました。

オーストラリアでは、納税者番号制の導入にあわせ「プライバシー・アクト」が制定されています。

プライバシー・アクトでは、個人情報の保護のみならず、個人情報へのアクセスそして訂正権が認められている。そして、納税者番号制を扱う民間の組織や部門（人事や給与計算業務部門など）に対しても、納税者番号制の秘密性と確実な保全を要求している。

さらには、税務申告を扱う会計事務所などに対しては、プライバシーの保護が強く指導されている。例えば、テスト的にプリントアウトされた元帳を処分するときでさえ、シュレッダーにかけることが要求されている。源泉徴収票については事前に納税者番号がプリントされており、これを会計事務所が預ることになるが、金額記入前であっても他人に見せてはならないことなども要求されている。

このように詳細にプライバシーについての制度が整備されていました。（詳細な内容は石村教授が小冊子を発行予定ですので、当該小冊子をご参照下さい。）

9. 日税連・税理士制度50周年記念事業について

この50周年記念事業は「いかに税理士の発展に結びつけるか」が「大きな課題」とされています。

しかし、その内容たるや日税連執行部の自己満足にすぎないものとなっています。さらには、文化として後世に残すべきものはありません。総額で5億2千万円もの大金をかけていますが、それほどのお金をかけて50周年記念事業をやる意味があるのか皆目見当がつきません。

具体的な企画についていえば、まず式典です。式典直接運営費だけで約1億円かけていますが、そのうちの8千万円はNHK放映費とのことです。税理士制度50周年式典の放映をみた国民は一体何と思うでしょうか。今まで日税連が国民に向けていったい何をしてきているのでしょうか。殆んどより多くの国民のために何もしてきていない日税連の記念事業に対して、国民は違和感を感じることでしょう。また皇族を来賓として呼ぶ予定になっていますが、何のために皇族を呼ぶのでしょうか。日税連執行部の満足のためではないでしょうか。

次に出版物ですが、「50周年記念誌」を発行する企画となっていますが、写真を中心として約80頁程度のものを考えているようです。予算は1冊約1500円。いったいこれで50周年記念の文化として残るようなものといえるでしょうか。青年法律家協会が昨年35周年記念を行い、記念誌を発行しました。約390頁です。任意団体さえこれほどのものができます。出版物にもっと予算をかけ、真に50周年記念となる内容の記念誌を発行すべきではないでしょうか。

他にも問題ある企画だらけですが紙面の都合上省略します。

いずれにしても、この50周年記念事業の内容は予算のかけ方も含め再検討すべきです。

国民に対して、これがわれわれ税理士制度の50周年記念事業です、と胸をはっていえる内容にしたいものです。

10. 秋季シンポジウムについて

今年度初めて1泊2日で秋季シンポジウムを行いました。大好評でした。やはり夜を徹して議論しあうということは素晴らしいことです。今後も引き継ぎ1泊2日で行うことを期待します。

11. 憲法問題について

湾岸戦争に関し、自衛隊の派遣問題やその「戦闘支援金」について議論し、意見表明もしてきました。

従来、青税ではこのような問題について議題にあげて検討したことは私の記憶ではありません。われわれは税理士である前に一人の人間であることを強く認識すれば、青税でも当然議論すべき内容のものです。税制度関係にとらわらず広く議論をしたことは、青税にとって有意義だったと思っております。

以上、今年一年をふりかえって思いつくままに書いてみました。

思えば、7年前に全国青税総務部長になってから本年まで、東京青税会長として1年間東京へもどった期間を除き、本当に全国青税にお世話になりました。

その間、多くの方々にお世話になり、とりわけ西川会長（当時）、小沢会長（当時）にはいろいろと会務を教えていただきました。

この7年間、売上税・消費税・土地税制などの税制問題、また商法「改正」問題、などを中心に活動してまいりましたが、今から思えば楽しかったことだけが思い出されます。これで青税という組織がなかったら、現在の私自身もなかったのではないかと思えるほどです。青税は素晴らしい団体です。

最後になりましたが、この一年間、執行部の皆様、会員の皆様、全国青税活動にご協力いただき本当にありがとうございました。感謝にたえません。この紙面をお借りしてお礼申しあげます。

ありがとうございました。



■ 全国青税・近畿青税合同講演会報告 ■

テーマ 「なぜ、わが国の税務行政に 適正手続が必要なのか」

講師 金子秀夫 東京税理士会理事

(文責・前本和憲税務行政適正手続対策委員長)

1. はじめに

わが国が、世界に冠たる民主主義国家であれば、原則として、法による支配がなされているはずである。そして、法の両面拘束性により、国民は国家を、国家は国民を、法により互にチェックすることになっている。しかし、わが国においては、このような認識は、残念なことにひじょうに低い。

2. 「事前手続」の重要性

所得税法においては、法120条により確定申告が行われ、法234条により調査が行われ、そして、法154条により更正が行われる。この更正を第一次行政処分と言う。納税者は、第一次行政処分に不服があれば、事後手続として、異議申立、審査請求を行うこととなる。

この調査の中で、納税者の権利規定といえば、税務職員への身分証明書の提示請求、青色申告者に対する帳簿書類の調査による更正・更正の理由附記しかない。

このような法規定のもとで、まちがった更正処分（行政処分）がなされた場合においても、納税者は行政処分の持つ拘束性や適法性の推定、自力執行力のため、事後救済手続により処分の取消しが行われるまで、納税者の権利は回復しない。これらを考慮すれば、第一次行政処分が行われるまでの事前手続規定が必要となる。

税金とは、国家の国民に対する財産権の侵害行為と言われているにもかかわらず、わが国では、税務行政手続法の整備はなされていない。

3. イギリスにおける税務行政

イギリスにおいては、コモンローの精神により行政手続において、自然的正義の原則（Natural Justice）が確立されている。これにより、偏見排除、聴聞、告知がルール化されており、租税管理

法第20条から第20条Dに明文化されている。

この中で、調査を担当する検査官は、審判官の同意を得て、納税者に調査の通告書を送達できる。通告書の中で、提出書類の特定化がなされ、提出期間として、28~30日を超えた期間が定められている。もちろん、脱税事件についても、適正手続が必要とされている。

4. アメリカにおける税務行政

合衆国憲法の「法の適正な手続」(Due Process of Law)に基づき、一般行政手続法が制定されている。そして、通知、聴聞、召喚状がルール化され税務行政も例外なく適用される。また、第三者機関として司法権が介入して公正を期することとなる。これを受けて、内国歳入法典第7601条～第7612条の中で、税務調査の規定が設けられている。

この中で、独自の規定がサモンズである。納税者が調査官の質問検査に応じない場合、サモンズ（行政召喚状）を発し、質問検査を要求することになり、最終的には、司法当局の判断により、その質問検査の目的、理由の是否が決定されることになる。アメリカにおいても、司法判断においては、下級審では納税者の主張に添った判例が出されるが、上級審では逆転する場合が多い。このことは、日本のみのことではないようである。

このような中で、納税者の権利を改めて周知するため、1988年に内国歳入法典の中に「納税者権利章典」と呼ばれる規定が設けられた。そして納税者の権利と、内国歳入庁の義務が明文化された。主な規定としては、納税者は録音機により調査の記録することができる。調査官の記録のコピーを請求することができる。納税者が税務代理人と相談する意思を示したときは、調査は停止する。

このように、わが国では、画期的な規定が、法制化されている。

5. ドイツの税務行政（旧西独）

ドイツにおいては、1963年に、行政手続法草案が発表されて、1976年に「統一行政手続法」が制定された。この中で、当初より、「租税基本法に基づく連邦又は州の財政官庁の手続」については、行政手続法の適用除外とされた。

しかし、翌1977年に大改正された基本法（77年AO）の中で、統一行政手続法の中の手続規定が完全に個別条文化された。そして、ドイツの税務行政にも、聴聞、告知がルール化されている。77年AO第193条～第207条に「臨場検査」の規定が設けられている。またAO第102条には、税理士の守秘義務も保障されている。

6. わが国における適正手続の要請

従来、アメリカ合衆国憲法修正第5条「法の適正な手続」の考え方と、日本国憲法第31条「法律に定める手続」の考えは、憲法学者達の中では、日本の規定は、刑事手続に対してであり、行政手続については、アメリカの規定のように及ばないとの考えが主流であった。

このような状況で、群馬中央バス事件を担当した白石健三裁判官は、昭和38年12月、憲法第31条の規定は行政手続にも及ぶという判断を示した。現在では、最高裁の判例にも同様の判断が出されている。

わが国では、昭和39年臨時行政調査会の「行政手続に関する報告」、昭和58年行政手続法研究会の第一次答申、平成2年第二次答申が出されたが、統一行政手続法の制定化は、まったく進んでいない。そして、昭和39年の報告が、1963年のドイツ行政手続法草案の影響を受けたため、租税犯則事

件、租税の賦課徵収に関する事件については、一貫して適用除外とされている。

このように、外国の例を見れば、わが国のように統一行政手続法の制定されていない国は、稀であり、一日も早く、税務行政手続を包括した統一行政手続法の制定が望まれる。

7. 税理士の固有権の確立、その他の適正手続

税務行政手続の制定により、納税者の権利が保障されるとともに、税理士の固有権が確立される必要が出てくる。税理士の納税者の代理人としての権利の保障、税理士の特定職業人としての守秘義務の保障が確立される必要がある。

税務行政手続の中でも、最も重要な事前手続規定が制定化されるとともに、その手続の中で行政庁に苦情をする納税者に対する、苦情処理手続の制度、オンブズマン制度の確立も望まれる。

最後に、行政立法手続の適正化として、通達制定過程の適正手続も要請されることになる。

8. おわりに

今回の講演会は、昭和56年3月東京地方税理士会税理士制度部が発表した「税務行政上の適正手続と税理士の固有権についての報告」の10年後の現在の状況を再認識するために行ったものです。外国の適正手続はどんどん進歩して整備されているのに、一方、わが国は10年前と何んら変わったところがない。

私達税理士は、この様なわが国の状況を十分に認識し、国民の一人として、税務行政手続の制定化へ行動する時期になっているのではないでしょうか。

土地税制改革についての一考察

土地税制対策特別委員会 委員長 長谷川 敏也

ました。

日銀の高金利政策や景気のソフトランディングに加えて、今般の税制改革による駆け込み土地売却等が要因と考えられます。

特に特定事業用資産の買換え特例の改正や、マ

1. はじめに

バブル経済が崩壊の兆しを見せ、都心部では地価下落地域が続出し、ところによっては、公示価格をも下回るといった現象が見られるようになり

ンション投機への損益通算規制が効果を発揮しているようです。

我々の業界のまわりは今や土地税制改革への実務的対応を学ぶ研修会が続々と開催され、当、全青税においても「土地税制Q & A——さあ大変! 土地税制はこう変わる」を出版した次第であります。

しかしながら、我々全青税の責務はそれのみに限らず、本来の土地税制のあり方についてもっと深く研究し、論議を深めるべきであろうと考えます。そのきっかけとして、当全青税が今年4月にまとめた「土地税制改革への意見」を記してみます。

2. 土地税制改革への意見

1991年4月

全国青年税理士連盟
会長 小池 幸造

私たちは、国民主権・基本的人権・恒久平和を基盤とした憲法に定められた租税法律主義の理念に則り、納税者の権利擁護をめざす全国の若手税理士3,000余名で組織されている団体であります。

私たちがまず第一に指摘したいのは、ひと口に土地と言っても、それには、憲法25条(生存権)同29条(財産権)に言う生存権的財産たる土地と、それ以外の投機的土地、若しくは資本財的土地があること。

第二に都市計画の不充分さと、税体系の悪用を招く土地税制の欠点、さらには、金融政策の欠陥があり、これらの諸点を充分配慮した税制でなければならぬこと。

私たちは、今の土地高騰の招いている様々な弊害を取り去る方向での税制改革即ちバブルを消滅させると同時に国民生活を守るために税体系を構築するのが、責務であると考えています。

それらをふまえて以下の提言を行うものであります。

第1. 取得課税について

地価高騰と都市計画の不充分さから居住用土地を維持することや、中小企業が事業存続を行ってゆくことがあります難しくなっています。

一方時価と路線価格との乖離を利用した「節税」が行われ、これが不要不急の土地需要を招来している側面も見逃せません。

よって次のことを提案します。

1. 相続税において一定の生存権的財産(例: 200m²迄の被相続人と居住を一にする親族たる相続人が取得する居住用宅地、事業用宅地)の非課税化又は低税率化を図る。

2. 相続税の課税最低限の拡大を図る。
3. 質的担税力に応じた評価方法を確立すると共に、路線価格算出過程に於けるチェック機関及び路線価格に対する不服審査機関の設置を行う。
4. 「節税」牽制の為、相続開始前3年内取得土地等の取得価額評価方式を5年に拡充する。

(注: 路線価格を時価に近づける必要はない)

5. 特別土地保有税(取得分)の免除要件を厳しくし、遊休地課税を強化する。
6. 地方自治体による都市計画・土地利用基本計画見直しを行うと共に土地利用形態の規制を強化し、住宅地に商業ビルが混在しない方策の採用を行う。

2. 保有課税について

政府税調答申の指摘のように、地価高騰の下で土地を保有する者と保有しない者との間には保有資産の価値に大きな格差が生じています。有限で公共性を有する土地の保有の有無が資産格差を拡大させていることに鑑みれば、土地の保有に対してはその資産価値に応じて一層の税負担を求めることが公平の理念にかなうと考えられます。

従って土地税制の改正方向に対する意見としては、既存の税制、固定資産税等によるだけでは対応しきれなくなっていることから、新たな保有税の創設についてはやむを得ないと考えます。そして、新税が投機的土地、大規模土地への保有コストアップの効果を生み、土地の資産としての有利性を減ずる効果を発揮できるよう要望します。

一方、一定の生存権的財産を守る為、それへの地課税の非課税措置は維持しつつ、現在の固定資産税の一率強化の方向へは反対するものであります。

よって次のことを提案します。

1. 地価税の強化と地方税化

- ①非課税、「2分の1課税」「5分の1課税」の範囲の拡大をしない。
- ②税率の引き上げを行う。
- ③基礎控除は金額基準のみとし、面積基準は廃止する。
- ④損金不算入とする。

- ⑤税収の使途については良質な居住空間確保に向け、目的税とする。
- ⑥土地は行政サービスや都市計画と密着するものであり、開発利益の地域への還元のため、また憲法における地方自治の原則に鑑み、国税ではなく地方税とする。
- 2. 固定資産税については、一定の生存権的財産は非課税又は利用価格評価（収益還元価格、自己所有の住宅地については帰属所得を一定の資本還元率で還元した価格）とし、低税率の課税を行う。
- 3. 固定資産税の課税処分の適正性担保のため、課税内訳書添付方式を採用する。
- 4. 特別土地保有税（保有分）については実効ある遊休地の利用促進制度の創設などの土地利用計画の整備を前提に強化する。

第3. 譲渡課税について

土地譲渡益は公共投資や経済活動の集積など、主として外部要因によって土地の価格が増価したことによって生ずるものであります。一方、給与所得等は自らの勤労によって生ずるものであります。

しかしながら譲渡益に対する税負担は勤労所得に比べて低く、不公平であり、このことが勤労意欲の減退につながり、また資産格差を拡大する主な要因になっていると考えられます。

又、買換え特例制度が地価高騰の地方波及やマンション投機への過熱を助長していると言えます。よって次のことを提案します。

- 1. 所得税については、取得時と譲渡時の期間に対応した物価調整係数に基づく物価上昇対応分の譲渡益について非課税化を図り、これを上回る分については超重課。但し、土地の切り売りを防止するための所要の措置を講ずる。
- 2. 法人税については、税率構造自体を超過累進税率に改めることを要望するが、当面の代替的措置として追加課税方式の拡充を支持する。
- 3. 居住用財産の譲渡に係る特別控除の拡充を行い居住用財産の「買い換え」を援助することをもって、生存権を守る。

第4. 土地に関する節税策への対処について

いわゆるマンションの「節税買い」のメカニズムが不要不急のマンション投機を招来していることは放置できません。

不動産所得に係る損失については、量的担税力

を考慮して損益通算を認める観点もありますが、投機に対する牽制措置として次のことを提案します。

1. マンション投機については、当面の措置として不動産所得の赤字分は繰り越し、資産を譲渡する際にその譲渡益から控除する。
2. 法人税制においても同様の措置を講ずる。
3. ワンルームマンション、リゾートマンションなどに対する建築規制を強化する。

3. 問題提起

我々はまだ論議を尽していない訳で、前掲の意見書以外にも、次のようなテーマが検討事項であろうと考えます。

①地価は何によって決定され、又本来日本の土地は誰のものか。

現在の地価はバブルかファンダメンタルズによるものか。

前者にたてば、土地保有コストをさらに引上げバブルを破壊するところまで徹底的に行うべきであるということになるであろうし、後者にたてば、主として需要と供給のバランスの問題に引き込まれ、景気の悪化が自然に地価を沈静化させるであろうと帰結してしまう。又、「土地の値上がりがなぜ悪いのか」との問い合わせに明解な回答が出せられなくなってしまいます。

しかしながら少なくとも、地価高騰が都心における生活を圧迫していることは資本の論理による地上げや乱開発、住宅家賃の引上・サラリーマンの住宅取得の困難さなどの現象を改めて示す迄もなく間違いないのであり、相続税の抜本的な改正がない現状においての事業承継の困難さも問題であります。

このことは、土地の私的所有権をどこまで認めのかという問題にまで発展し、社会体制そのものあり方を問うことになります。

②バブル消滅には税制か金融か。

先の論点の結論をバブルとして、その消滅のためには、金利を上げた方が即効的であり、事実、日銀の「自己批判」以降の金融政策の見直しが地価の沈静化を促したとの見方があります。

しかし、金利を上げたとしても、資金量に問題のない大企業にはカスリ傷程度で、むしろ中小企業や住宅ローン負担者から大企業に集中してしま

いかねず、税制論議は避けられないと考えます。

③含み益課税か保有課税か。

土地に対する課税を考える時、理論的にどちらが正しいのか。

土地神話を探し、値上がり期待に対しての牽制を目的とするならば前者であろうし、実現主義会計を理論とし、資産再評価の合理性を問題視する立場からは後者になろう。

④家賃控除を導入すべきか否か

政府税調の答申のねらいを再確認すれば、第一に、資産としての土地の有利性の減殺と第二に、土地を持っている人と持っていない人の格差は正があります。

それゆえに、各税目の增收分を所得税等の減税に充てるという一定の同意が得られる方向がある訳です。

これをさらに徹底したのがマイホームを持たない人に対する家賃控除の制度と言えましょう。

マイホームを持たなくとも家賃の値上がりを心配しなくても良いという金銭的安定性が多少得られれば、土地に対する需要も低下し、地価の安定にも寄与すると考えます。

⑤農地課税をどうするのか

我々税理士のクライアントには農業が極めて少ないので現状であり、都市計画上又、緑を守る観点としての農地もいわゆる都市肺機能としての農地の論議と今般の農地課税の論議は全くと言っていい程かみ合っていません。

又、この問題は、21世紀までに必ずクローズアップされると予想される「環境税」とも密接な関係があります。即ち、CO₂排出税の規模について近年広く支持を受けていると言われる「森林=緑の帰属価格」=森林のCO₂吸収度論は都市の緑を守る方向への税体系構築へ動くと考えられるからです。

4. 終りに

土地を中心とした資産課税のあり方について従来青税レベルでははっきりしたスタンスが持ち得ていませんでした。むしろ「担税力」に主眼を置き、租税民主主義をどう所得課税に反映させるかが中心であったと思います。

今年度の全青税での討議も必ずしも充分とは言えません。今後も幅広く会員の英智を結集しながら、よりよい提言に進化させてゆくことを期待します。

「プライバシー情報説明書」を読んで

納税者番号制対策委員長 加藤 弘

廃案となつた。

同政権は、カード法廃案の最大の原因が包括的な背番制導入案にあったとの反省にたって、限定番号制の導入に方針を切り換えることとした。「納税者番号」(以下、TFN)という名称で、その利用を課税目的に限定することとした。

また、導入にあたっての最大の関心は、プライバシーが守られるか、という点をもふまえ、同政権は、プライバシーの保護法の制定に積極的な姿勢を示した。そして、納税者番号法とプライバシー法とを抱き合せて、議会に両法案を提出した。89年に双方の法案は成立し、89年1月1日に発効した。

3. プライバシー法

1. はじめに

本稿は、小池幸造全青会長が納税者番号制等の調査・研究のためオーストラリアを視察された際入手された「プライバシー情報説明書」(プライバシーの問題に関わる情報を記載して刊行されている。プライバシーに関する政令を含む。)を基にプライバシー法を取り上げたものです。

2. プライバシー法成立の背景

オーストラリアでは、85年、労働党政権は「連邦税制改革案」を発表した。この改革案には、「オーストラリア・カード」制導入の必要性がうたわれていた。カード法は、いわゆる「国民背番制」の提案であり、各界、野党等の反対のため、結局

プライバシー法は、連邦政府の各省庁や機関が保有している個人に関する情報を保護するための法律です。また、納税者番号制を実施するためのガイドラインを規定しています。具体的には、同法は、個人のプライバシー権の保護を目的とした独自の権限をもつプライバシー・コミッショナー事務局の設置を規定し、さらに、個人情報の収集と利用等に関する詳細な基準を示しています。これらの基準は、「プライバシー情報原則」(以下、「IPP's」という。)と「納税者番号ガイドライン」の中で示されています。

(1) プライバシー法の適用範囲

この法案は、連邦政府諸官庁・機関（ただし州政府、民間部門は除く）に適用される。「オーストラリア税務局」(以下、ATO)、「社会保障省」、「オーストラリア連邦警察」などが含まれる。連邦政府の閣僚、連邦裁判所などの司法機関は一般的に適用対象とはなりません。

また、TFNガイドラインは、TFNを取扱うすべての人等に適用される。

(2) 対象となる個人情報

プライバシー法は、個々の納税者（配偶者や第三者を含む）、あるいはATO職員（個人記録）などの個人情報を適用対象とする。また、個人情報には、個人を特定できる（書類、ADPデータ、フィルム、ビデオ、その他）全ての形式の情報が含まれる。

(3) プライバシー情報原則

プライバシー法セクション16に「行政機関はIPP'sに違反する行為をしたり、またはそれに従事してはならない」とある。IPP'sは、個人情報の収集、使用、保存、保護、修正及び閲覧に関する包括的な規則を定めたものである。

IPP'sは、5つのカテゴリーに分類できる。

- ① IPP 1～3：情報収集に関する収集者の義務
- ② IPP 4：個人情報の保管と安全に関する記録保管者の義務
- ③ IPP 5～7：アクセス権及び修正に関する記録保管者の義務
- ④ IPP 8～10：情報が正確であるか使用前に確認し、適切な目的のみに使う記録保管者の義務
- ⑤ IPP 11：個人情報の開示を制限する記

記録保管者の義務

列挙すると、以下の通りである。

- 原則1 法的目的及び公正方法に情報収集を制限する。
- 原則2 収集理由を知らせる。
- 原則3 収集した個人情報は良質であるが、必要以上に侵入的ではない。
- 原則4 個人情報の安全確保
- 原則5 個人情報の内容と収集目的を知らせる。
- 原則6 人々に自分自己の情報記録へのアクセスを認める。
- 原則7 修正の許可を含む良質な個人情報の確保。
- 原則8 個人情報が正確、最新かつ完全であることを使用前に確認。
- 原則9 個人情報が適切であることを使用前に確認。(不適切な目的の使用防止)
- 原則10 個人情報使用を収集された目的に限定。
- 原則11 行政機関外の個人情報開示の防止。

(4) プライバシー・コミッショナーの権限役割

プライバシー・コミッショナーは、監査および調査のための広範囲にわたる権限を有しており、いわゆるオーブズマンのような役割を果たしている。一例をあげれば、情報提供を要求したり、建物の中に入って捜査を行ったり、強制的に委員会を招集したり、証人を喚問することができる。また、連邦政府の各省庁や機関に対し、様々な決定を下したり、情報のIPP'sに違反しないようにこれまでのやり方を変えることを命令することができる。あるいは、権利を侵害された個人に何らかの補償をするよう命ぜることができる。

同コミッショナーは、主として下記の役割をもっている。

- ①情報のIPP'sやTFNガイドラインに対する違反の調査及び関係者とその解決を協議し、プライバシー法に基づいて必要な決定を下す。
- ②監査や捜査によって情報のIPP'sやTFNガイドラインに違反していないかを確認する。
- ③政府の機関や一般の人々に助言をしたり指導を行う。

この他、情報のIPP'sに対する関心を高める努力をしたり、各大臣へ助言をしたり、調査をしたりする。

(5) 納税者番号ガイドライン

T F N ガイドラインは、広範な事を取り上げているが、特に下記の義務を設けている。

① T F N の提示を求める権限を有する者、そのような要求の許しうる目的、T F N 情報使用の規則及び不法利用に適する刑罰の各内容を「税務長官」は公示する。

② 雇用者及びT F N 受領者はT F N 収集責任に関連して職員を教育する。

③ 雇用者及びT F N 受領者は安全措置を導入し記録のアクセスを許可された者に限定する。

④ T F N の使用を許可された目的に限定する。

⑤ 法律によって許されない限り、雇用者、投資機関、行政機関又はその他だれでもT F N を相互組合せ手段として使用することを禁止する。

4. 我国の現状

我国では、納税者番号制の検討を行うため、88年2月、「納税者番号等検討小委員会」(政府税制調査会)が設置され、同年12月13日に小委員会は、「納税者番号制は、その効果には一定の限界があるものの、納税者の所得等を把握し、適正・

公平な課税を実現するためには有効な制度と考える。」との結論を報告した。

報告では、納税者番号制が、他の行政分野や民間での利用される場合のプライバシー保護のあり方が論及されている。

プライバシー保護については、O E C D がガイドラインを出している。また、欧米各国でもプライバシーの保護法制が整備されている。

報告では、我国もこの種の法律が制定され、プライバシー保護法制が整備されたとしている。

しかし、88年12月成立した「個人情報保護法」については様々な批判がなされている。

すなわち、法律の適用対象を「コンピュータ処理する個人情報」に限定している。また、租税の賦課、徴収に関する事項については、納税者に開示しなくともよい仕組になっている。など。

いずれにしろ、我国の「個人情報保護法」は、国際水準とはほど遠い。

国際水準に合った新規の個人情報保護法の制定が望まれるところである。

今年の確定申告期における税務援助についての 実態アンケート結果報告

全国青年税理士連盟法対策部

今年の確定申告期における税務援助についての実態アンケートの結果がでましたので報告致します。会員の皆様には、今回のアンケートに積極的にご報告頂きまして大変ありがとうございました。このアンケート調査の結果をたたき台として、今後のるべき税務援助の方向を法対策部で検討して行こうと考えています。

なお、頂いたアンケートは、151通でした。残念ながらF A Xで読み取れない部分もありましたので全てのご意見を掲載することはできませんのでご了承下さい。

1. 税務援助を行う場所

税務署内 イ. 税理士コーナー表示 有り 50 (25.3%)

ロ. 税理士コーナー表示 無し 10 (5.0%)

税務署外 イ. 税務署におけるスペースが無い為 22 (11.1%)

ロ. 支部独自活動の為 70 (35.4%)

ハ. その他 46 (23.2%)

コメント: 支部独自活動のため税務署外で行われている数が多かった。税務署内税理士コーナー表示をしている支部が多いがはたして相談者がどれほど税務援助の意義を知っているのかは疑問である。

2. 支部における税務援助の期間

開始

1/5	3名	2/4	3名	2/18	22名	2/26	6名	合計	106名
1/14	2名	2/5	2名	2/19	2名	2/27	4名		
1/16	2名	2/12	2名	2/20	4名	3/1	6名		
1/25	1名	2/15	2名	2/21	5名	3/2	2名		
2/1	3名	2/16	30名	2/25	3名	3/4	2名		

終了

3/1	3名	3/10	5名	3/12	9名	3/14	2名	3/16	2名
3/8	20名	3/11	5名	3/13	28名	3/15	40名	合計	114名

延べ
日数

8日	1名	15日	4名	22日	4名	28日	20名	合計	112名
9日	3名	16日	2名	23日	7名	32日	2名		
11日	2名	18日	5名	24日	8名	38日	6名		
12日	16名	19日	6名	26日	14名	41日	5名		
13日	2名	20日	2名	27日	2名	43日	1名		

コメント：回答者の支部毎に開始・終了月日が異なるため集計に苦労した。延べ日数については、開始から終了までの日数で計算している場合もあるので正確とは言えない。全体として地域間格差が現れしており特に関東信越税理士会は、早い時期から税務援助を行っている。

3. 一人当たりの税務援助拘束日数

0.5日	5日	1.5日	4名	2.5日	2名	4日	10名	合計	140名
1日	43名	2日	45名	3日	26名	5日	6名		

コメント：これも地域間格差が現れている。都市部では、税理士の数が多いため比較的日数が少ないのに対して地方はかなり税務援助拘束日数が多い。ここでも、関東信越税理士会各支部の拘束日数が飛び抜けている。

4. 一日当たりの税務援助拘束時間

2 時間	3名	5 時間	6名	6.5 時間	42名	7.25時間	2名	合計	143名
2.5 時間	4名	5.5 時間	21名	6.75時間	2名	8 時間	1名		
3 時間	4名	6 時間	32名	7 時間	26名				

コメント：5.5時間から7時間に集中している。実質的には、現地までの交通を考えると1日拘束されている。

5. 一日当たりの税引き前謝金

0円	4名	12,777円	2名	16,915円	2名
6,000円	2名	13,000円	6名	35,000円	2名
8,000円	4名	13,080円	2名	合 計	108名
11,000円	10名	14,935円	74名		

コメント：税務署からの謝金収入はたぶん全国同じであろう。支部を通して会員に謝金を支払う場合多少金額が異なるのかも知れない。また、半日の税務援助や税務署で行う税務援助以

外の税務援助もあるので集計の結果が出てきた。

6. 税務援助対象者

特前所得 100万円未満	2名	特前所得 250万円未満	4名
150万円未満	4名	300万円未満	65名
200万円未満	22名	合 計	97名

上記の基準が

厳格に守られている 16名 厳格に守られていない 117名 合計 133名

コメント：税務援助の対象者の基準が厳格に守られていないのが圧倒的に多い。この傾向は、全国各地で見られる。

7. 税務援助派遣免除者

有り 16名 無し 110名 合計 126名

コメント：免除者は、高齢者・病気療養者がほとんどで有った。また、支部役員(支部役員の場合支部によって異なるが、税務援助の準備・巡回を行っている為というコメントがあった)が免除者であるという回答もあった。

8. 税務援助に対して業務に支障をきたした事が有りませんか

無し 42名 有り 104名 合計 146名

会員の意見

- 忙しくて対応できない
- 精神的苦痛
- 事務所の業務遅延、得意先へ行けない、関与先に対するサービスの低下
- 時間の無駄
- 3／15付近の税務援助は特に業務に支障をきたす
- 税理士と税務署は一体であるとの印象をもたれ業務上マイナスである
- 税務調査と重なった場合日程の調整が困る
- 日数が他支部より多い
- 無いのが不思議愚問である
- 体力の限界を超える残業時間を余儀なくされ過労である

コメント：圧倒的に業務に支障をきたしている会員が多い。また、税務援助は税理士の「献身」的な努力により成立している印象が強く、さらにはこの期間中にも税務調査が行われており、まさに税務署は税理士を税務署の補助機関視しているといえよう。

9. 確定申告期の税務援助を、あなたはどの様に考えますか

このままで良くない	135名	わからない	6名
このままで良い	6名	合 計	147名

会員の意見

- 支部間において援助の内容に大きな差がある
- 無料が当然であると相談をする者は思っている
- 税理士会独自でやるべきだ
- 納税者は申告の代理を求めているのではないか、もしそれに応じるのであれば税務援助をやめるべきである。
- 本来の趣旨に異論はないが、現実の税務援 助はおかしい
- 税理士会の発展ではなく、税務署の代行をやっている気がし、下請け化している
- 常連で高額所得者が来る
- 税務援助対象外の者には厳格にかつ拒絶できるようにしてもらいたい
- 税理士報酬が税務援助を必要とする程高額とは思えず有料にすべきである
- ある程度の行政協力は他の資格でもあるの

ではないか

- 個々の税理士の参加不参加を自由にすべき
- 還付申告者が多い
- 税理士が税務援助を行っている期間に税務署は税務調査を行っている
- 税務援助を悪用する納税者もいるようである、不正申告の隠れ蓑
- 税務署との顔のつながりもできると共に自

コメント：現状の税務援助に対しては、ほとんどの会員が不満を抱いている。税務援助はたんなる税務署の「お手伝い」となっており、来訪者からも税理士は利用されているにすぎないといえよう。

己修練にもなる

- 年金受給者が毎年増加するので高齢者に対する税務援助が多くなるのではないか
- 職のないOB税理士にでもやらせたら
- 無料相談に来る納税者の方が税理士より金持ちで有る場合もある
- 無料相談をしたら「税理士と税務署は結局同じでしょう」と近所の人々に言われた

10. 税理士が現在行われている税務援助を組織的に拒否した場合、確定申告期の税務援助は、どの様になると思いますか。

会員の意見

- 大きな影響は無いと思う
- 結果的に無形のサービスは金がかかる事をこの国に定着させることになり前進を考えたい
- 援助は必要
- 税務署のみでは対応しきれない
- 全面的拒否は賛成しかねる
- 青申会、商工会、にせ税理士、税理士事務所に流れ様々になる
- 臨時税理士制度の拡大化
- 支部と税務署にしこりが残る

コメント：会員の意見は、百家争鳴といえる。やはり税理士は基本的に「親切」である。「献身」的努力によりこの税務援助が成立しているにもかかわらず、税務援助拒否には抵抗があるらしい。しかし、その「親切」が果して本当に来訪者にとって良いかどうかは疑問である。また税理士以外の団体に対象者が流れるとする懸念も伺えるが、それは税理士法違反として厳正に対処すれば良いのではないか。仮に他の団体へ流れたとしても、もともと超繁忙期に無料でやむを得ず行っているのだから税理士にとって何ら経済的損失はないのだろうか。

税務署のみでは対応できないのだから、ここで税務援助を拒否し、税理士の「有難さ」を認識させることが必要であろうと思うがいかがなものか。

- 混乱する
- 所得控除をあげれば本来の税務援助対象者は確定申告をしなくてすむのでは
- 税理士の収入が増える
- 申告時の調査がなくなる
- 法の不知はそもそも許されないのであるから自ら申告すべきであり、申告できないものは有償で税理士にたのめばよい
- 困る納税者が出て来る
- 資格を持った人を抱える他団体に流れる

11. 纳税者の権利擁護の立場から、税理士が行う税務援助はどうあるべきだと思いますか。

会員の意見

- 無料の還付相談は廃止すべきである
- 大衆課税の現在において代書的援助もやむを得ない
- 納税者の甘えと脱税指向もあり納税者の租税に対する考え方から正して行くべきである

- 税務署主導形でありかつ税務署の下請けのようになっているが、本来税理士会が独自にやるべきである
- 教育レベルの高い日本人がその気になれば自主申告ができるので税務援助は不要
- 税の相談に限るべきであり確定申告期にこ

だわる必要はない

- 本来の税務援助の趣旨を厳格に守るべきである
- 申告書の下書きをする場合は低額有料にすべきである
- 小規模事業者を対象に2~3年程度で指導を止めこの間に自主申告可能の指導教育をする
- 随所にスライド・ビデオ等で税法の解説、申告書の記入方法を放映すべきである
- 納税者に対して税理士が無料で税務援助を行うべきでない
- 税理士一人一人の認識のもと本来の使命を

コメント：現在の税務援助の方法自体を変更しなければならないと言う意見が多かった。その内容としては、税務援助は不要あるいは廃止の意見と、やむを得ないとする意見、教育や指導を前提とする意見などがある。しかし、本来、税理士が行う税務援助は、課税庁が行わない分野について行うべきではないだろうか。課税庁が行うべき分野について「援助」することはまさに課税庁の「お手伝い」の範囲をこえることはできない。税理士会独自の内容の援助、例えば権利救済を中心とした援助などを行なうことが、まさに税理士法第一条の税理士の使命と合致するのではないだろうか。税理士法第一条には「独立した公正な立場」と規定されているではないか。また「適正な納税義務の実現」とは、税法は課税権の限界を定めたものという北野弘久日大教授の主張にもとづけば、現状の税務援助とは相矛盾するものであろう。

12. その他ご意見をお聞かせ下さい

会員の意見

- 依頼人へのサービス提供は他の経済行為と同様有償で行うべき
- 単に税務職員の一時的不足を組織的に援助している
- 全ての税理士会が揃って改革し転換をはかるべきである
- 行政の下請けは憲法違反である
- 確定申告書等の封入作業まで手伝わせると税理士を何だと思っているのか
- 税務援助の廃止を願いたい
- 税務援助は行政が行うべき仕事であり税理士はそれに従事することは必要ない
- 臨税・商工会議所・商工会の行う税理業務を放置したまま当局の意向に従うことは正に税理士会が独立した団体でないことを示す証拠である
- 1年間の所得金額を計算するのに30分や1時間で正しく計算できるわけがないので、

コメント：会員の税務援助に対する不満が一気に爆発したようである。

果たすべきであり、例外を作つて混乱を招いている現行には反対である

- 申告書作成説明会等を重点に行なう方がよい
- 廃止して各税理士事務所で行なうのがよい
- 税法上の救済の相談援助を行なうのがよい
- 小学校の時から申告・納税の教育をすべきである
- 税理士は、納税者の納税義務の適正な実現を図ることを使命としているのであるからそのための税務援助をすべきである
- 税務援助を税務署・商工会等から税理士に取り戻すべきである

そのような指導を国とともに税理士もやるべきである

- 大都市部とその他の地区の税務援助の負担格差の解消
- 最終相談日を早めにしてほしい
- ただで相談に乗ってもらえるのが当たり前となつていて腹立たしいケースが多い
- 消費税課税事業者の申告は税務援助ではない方がよいと思う
- 効果のある方法はないものか
- 毎年同じ人が何の進歩もなくただ適当に申告するのを手助けするのが現状である
- 税理士試験制度の改革、税理士を国税当局のチェック組織として対等の職業にすること
- 税務援助ほど国民に対し無責任な制度はない
- 税理士の過去からの対法務局・市町村・税務署等の関係を見ると社会的地位の向上はしていないのではないだろうか